

2018 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生  
日本語・日本文化研修留学生（大学推薦）

＜推薦に当たっての留意事項＞

はじめに

2018 年度大学推薦による国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生、以下「日研生」）の推薦の際には、今回の募集関係書類一式だけでなく、国費外国人留学生制度実施要項等も確認すること。

文部科学省ホームページ

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm)

→ 国費外国人留学生制度について：実施要項等

大学推薦に関して不明な点等があれば、適宜、国費外国人留学生御担当者から文部科学省まで、認識の相違を防ぐため必要事項を整理した上で原則メール（[ryuugaku\(a\)mext.go.jp](mailto:ryuugaku(a)mext.go.jp)）にて相談すること。

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 国費留学生係

TEL：03-5253-4111(内線 3358) E-mail：[ryuugaku\(a\)mext.go.jp](mailto:ryuugaku(a)mext.go.jp)

※(a)を@に変えて送信願います。

1 推薦可能者数について

各大学からの推薦可能者数は、下記の算出式により求められた数とする。推薦可能者数を超えた数の推薦を行わないこと。

$$\text{推薦可能者数} = \frac{\text{2017年度 日研生（大学推薦）採用者数}}{\text{2017年度 私費外国人留学生数（学部）}} \times \frac{\text{2016年度 私費外国人留学生数（学部）}}{\text{2017年度 私費外国人留学生数（学部）}} \times 1.0$$

- ※1 推薦可能者数は、算出式により求められた数の小数点第1位を四捨五入する。
- ※2 2017年度日研生（大学推薦）採用者数が「0」の場合は、推薦可能者数を1名とする。
- ※3 2017年度日研生（大学推薦）採用者数が「1」以上で、かつ算出式により求められた数が「0」又は計算不可能の場合は、推薦可能者数を1名とする。
- ※4 2017年度・2016年度の私費外国人留学生数（学部）は（独）日本学生支援機構「外国人在籍状況調査」による各年度の5月1日現在の数とする。
- ※5 昨年度募集の際に、特にフォローアップ状況が優れていた大学に対して認めた追加推薦について、今回は実施しない。なお、フォローアップ状況調査については、後述のとおり引き続き実施することとする。

## 2 学内募集・選考等について

- (1) 留学生の質の確保・向上という観点から、各大学において特に優秀な留学生の募集に努めること。
- (2) 選考は全学的な選考委員会等を設置し、客観的な選考基準により行うこととし、募集・選考に関する資料（「学内での募集・選考基準、選考体制及び選考過程に関する調書【別紙様式3】）を申請書等と併せて提出すること。
- (3) 推薦に際しては、候補者に推薦順位を付すこと。
- (4) 国費外国人留学生の募集に当たっては、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）」を踏まえ、我が国の更なる発展を図るため整理された重点地域からの外国人留学生の受入れを重視している。日研生プログラムにおいても、重点地域に配慮しつつ、候補者が重点地域以外の特定国に偏ることがないように、2名以上の候補者を推薦する場合は以下の基準により推薦すること。なお、重点地域の国については、（独）日本学生支援機構のホームページにて確認可能。

### 【重点地域及び留学コーディネーター配置国・地域一覧】

[http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy\\_j/scholarship/shoureihi/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/23/h30jutenkokulist.pdf](http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_j/scholarship/shoureihi/_icsFiles/afieldfile/2017/10/23/h30jutenkokulist.pdf)

#### 《推薦基準》

2か国以上から推薦すること。ただし1か国当たりの候補者数は3名を上限とする。

※推薦可能者数が1名の場合は、1か国1名となる。

※なお、大学間交流協定校毎の候補者数に制限は設けない。

#### 《組合せ例（推薦者数計が1～6名の場合）》

上記推薦基準に基づき、推薦者数計に応じた国別候補者数の組合せを例示したものである。

(例1) 「1名/1名」とは、A国の候補者1名、B国の候補者1名を推薦することを表しており、2か国からの推薦かつ1か国当たり上限3名の範囲内でのため、推薦可能な組合せである。

(例2) 「2名/0名」とは、A国の候補者2名のみを推薦することを表しており、「2か国以上から推薦」の基準を満たしていないため、この組合せは推薦不可である。

推薦者数計	推薦可能な組合せ	推薦不可の組合せ
1名	1名/0名	
2名	1名/1名	2名/0名
3名	2名/1名 1名/1名/1名	3名/0名
4名	3名/1名 2名/2名 2名/1名/1名 1名/1名/1名/1名	4名/0名

推薦者数計	推薦可能な組合せ	推薦不可の組合せ
5名	3名/2名 2名/2名/1名 2名/1名/1名/1名 1名/1名/1名/1名/1名	5名/0名 4名/1名
6名	3名/3名 3名/2名/1名 2名/2名/2名 2名/2名/1名/1名 2名/1名/1名/1名/1名 1名/1名/1名/1名/1名/1名	6名/0名 5名/1名 4名/2名 4名/1名/1名

《上記推薦基準を満たさない場合の取扱い》

- ① 上記推薦基準を満たさない場合、理由書提出による措置は取らないため、文部科学省への提出前に推薦者数を調整すること。
- ② 文部科学省に提出された推薦者について、上記推薦基準を満たしていない場合は、推薦基準を満たすまで、推薦順位下位順から要件外不採用とする。なお、提出期限以降の推薦者の補充は認めない。

(例) 推薦者数計3名で、内訳がA国から3名のみの場合

→ 3名/0名、2名/0名の組合せは推薦不可のため、推薦順位第2位及び第3位の2名を要件外とする。(→ この結果、1名/0名となり推薦可能な組合せとなる。)

### 3 推薦対象者について

(1) 日本国政府と国交のある国の国籍を有すること。(また、申請時に二重国籍等により、日本国籍を有する者でないことをよく確認すること。)

(2) 過去に国費外国人留学生であった者については、採用の対象とならない。

(3) 複数の大学による同一人物の2018年度日本政府(文部科学省)奨学金留学生(日本語・日本文化研修留学生(大学推薦)への重複推薦及び日本政府(文部科学省)及び(独)日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度(留学生交流支援制度)との併給は、認めない。重複申請又は併給が判明した場合、その候補者にかかる全ての推薦を受理しない。また、大学の推薦方法に問題がある場合は、当該大学の候補者全ての採用を行わないこともある。

重複推薦を防ぐため、文部科学省への推薦前に、学内選考の結果「2018年度奨学金支給開始」の「日本政府(文部科学省)奨学金制度のプログラム」に推薦予定であること及び文部科学省へ重複推薦された場合は全てのプログラムにおいて国費外国人留学生に採用されないことを候補者に通知し、当該大学から推薦される意思があるかメールや書面等記録の残る形で確認すること。

推薦後は、当該大学から推薦されたことをメールや書面等記録の残る形で候補者に通知すること。

(4) 募集要項「1(10)⑤」の「奨学金支給期間開始前に帰国すること」とは、奨学金支給期間2か月程度前から奨学金支給期間開始月までの間に帰国することをいう。申請時において、帰国することが確実であることを、確認すること。

(5) 推薦に当たっては、候補者の主専攻が「日本語」又は「日本文化」であることを十分確認すること。

### 4 文部科学省への推薦について

(1) 申請書類については、必ず文部科学省のウェブページに掲載する最新の様式を使用すること。

(2) 別紙様式1及び2に入力した奨学金支給期間とコースガイドに記載された研修期間を一致させること。一致しない場合は、開始月・修了月とも短い方が有効となる。

(3) 申請留学生の氏名(中国人留学生は必ず漢字表記を付すこと。(電子データで漢字が表記できない場合はカタカナ表記とすること。))、生年月日、国籍、住所等については、査証申請・入国管理手続きの観点から、誤記が無いよう十分に注意すること。

- (4) 「募集要項5(3)①」に示した文部科学省への提出書類ア～エは、公文書に添付すること。
- (5) 「エ 申請書」は、個人ごとに左肩ホチキス止めし、申請大学毎に1部の書類を別紙様式番号順に並べた後(イ→ウ)、申請者毎に1部の書類を推薦順位順に並べた上で別紙様式番号順(ア→エ)に並べ、まとめて角2封筒に封入すること。
- (6) 封筒の表面に、「大学番号(6桁)大学推薦(日研究生)申請書類在中」と朱書きすること。

(7) 申請書類の提出期間

①「募集要項5(3)①」の文部科学省への提出書類のうち、ア、イ、ウ、エの書類

- |  |
|--|
| <p>ア 国費外国人留学生(日本語・日本文化研修留学生)推薦調書【別紙様式1】</p> <p>イ 推薦者一覧【別紙様式2】</p> <p>ウ 学内での募集・選考基準、選考体制及び選考過程に関する調書【別紙様式3】</p> <p>エ 申請書(写真要貼付)【別紙様式4】</p> <p>→ <u>2018年4月12日(木)～2018年4月19日(木) 必着</u></p> |
|--|

②「募集要項5(3)①」の文部科学省への提出書類のうち、オの書類データ

- |  |
|--|
| <p>オ 日本語・日本文化研修留学生フォローアップ状況調査票【別紙様式5】</p> <p>→ <u>2018年5月24日(木)～2018年5月31日(木) 必着</u></p> |
|--|

- ※ 提出期間後の書類提出及び差し替えは一切認めないので留意すること。
- ※ 提出後の申請取り下げ、追加申請及び推薦順位繰り上げは認めない。

(8) 別紙様式1(推薦調書)及び2(推薦者一覧)については、電子データも提出期間内にメールにて提出すること。また、別紙様式5(日本語・日本文化研修留学生フォローアップ状況調査票)はメールでの書類データ提出のみとし、出力紙の提出は不要とする。

メールの件名及びファイル名は、以下の例のとおり付けること。

- (例) メール の 件 名 : 123456大学推薦〇〇大学(日研究生)  
 ファイル名 : 123456大学推薦〇〇大学(日研究生)(別紙様式〇)

(9) 申請書類の提出先

提出先は2018年3月14日(水)までに、文部科学省ホームページの「2018年度大学推薦による国費外国人留学生(日本語・日本文化研修留学生)の募集について」掲載箇所にて公開する。

- ※ 書類を郵送する際は、簡易書留又は宅配便等、配達記録の残る方法をとること。
- ※ 上記の提出期間中に提出されなかった場合、原則として提出を受け付けないが、天災及び突発的な戦乱等の特別な事情により上記の提出期間中に提出ができない場合には、遅延が判明した時点で文部科学省へ相談すること。
- ※ 電子データの送信に際しては必ずパスワードを設定のうえ、提出すること。パスワードについては、2018年3月上旬を目処に(独)日本学生支援機構から通知を予定している新たなパスワードを設定すること。左記通知を未受領のためパスワードが不明な場合は、2018年3月26日(月)以降に(独)日本学生支援機構国費留学生室宛にメール(kokuhishinsa(a)jasso.go.jp)にて照会すること。
- ※ 上記電子データ提出先の(a)は、@に変えて送信すること。

#### (10) 推薦がない場合の書類提出要領

「募集要項5(3)」に示した、文部科学省への提出書類は、公文書に添付すること。提出書類は、電子データで文部科学省へ提出すること。提出期間、電子データ提出方法、提出先等については上記(6)～(9)と同様とする。

### 5 採用方針について

最終的な採用者・採用人数については、文部科学省の選考を経て、2018年度予算の範囲内で決定されるので留意すること。

### 6 フォローアップ状況調査について

#### (1) 調査目的

2015年度より、これまでに日研究生プログラムを修了した留学生の帰国後の進路等について調査・把握し、文部科学省に報告いただいているところ、本募集に際しても調査を実施することとする。

日本政府(文部科学省)が実施する国費外国人留学生制度は、日本において学習・研究を行うことを通じ、日本と自国との架け橋となる人材の育成を目的としている。その中でも、日本語・日本文化に精通し、教育職や研究職としての活躍が期待される日研究生プログラムの修了生は、日本と各国の架け橋となることが特に期待されている人材であり、そのつながりは、各大学、ひいては我が国にとって大きな財産である。そのため、各大学においては、修了生の連絡先、進路等を確実に把握し、関係を継続するとともに、そのネットワークを大学の発展に大いに役立てていただきたい。

#### (2) 調査方法

別紙様式5(日本語・日本文化研修留学生フォローアップ状況調査票)は、各大学におけるフォローアップの状況等を記入する「調査様式A」及び各修了生の進路等の状況を記入する「調査様式B」で構成される。特に「調査様式B」については、修了生の進路等状況をより明確に把握するため、調査項目を追加・変更したので留意すること。

#### (3) 調査結果の活用

調査結果は、文部科学省の施策への反映の他、他大学への提供等の公表資料として活用することもありうるので留意すること。

### 7 その他

(1) 結果通知については、2018年6月を目途に推薦のあった大学に対し文書にて通知する。

(2) 文部科学省からの結果通知前から辞退の意思がある者については、採用となった場合にのみ、速やかに辞退手続きを行うこと。

(3) 各大学においては、所定の研修課程を修了した者には必ず修了証書を交付すること。

(4) 大学推薦による採用者は、当該大学で研修を受けることを条件とし、他大学への転学は認めないので予め候補者に周知すること。

(5) 大学推薦により採用された者の教育費(授業料、入学金、検定料等)については、当該大学の負担とする。

(6) 日本政府の実施する留学生事業（就職支援、留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善）への利用及び外国人留学生の受け入れ促進に向けた広報への利用を目的として想定し、2016年度募集より、個人情報についての規定を設けている。例年採用時に提出を求める誓約書にて個人情報利用の承諾を求めているため、予め候補者に周知すること。